

平成30年度 第2回市民参加推進評価委員会会議 議事録

日 時 平成30年11月2日（金）

14時から14時45分まで

場 所 四街道市役所保育課2階会議室

出席委員：7名（石川委員、椎名委員、日野委員、飯村委員、藤原委員、増田委員、安井委員）

欠席委員：1名（神委員）

職 員：岩林課長、安永、齋藤、友藤、橋本

○配布資料の確認

○開会

○あいさつ

○議題1 平成30年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

事務局（友藤）：【資料No.1 四街道市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：改正内容はこういったものでしょうか。

事務局（友藤）：1つは、家庭的保育者が病気などの際の「代替保育」を行う連携先について、今までは保育所や幼稚園などから確保しなければいけなかったのですが、小規模保育事業や事業所内保育所などからも確保できるように広がったというものです。もう1つは、家庭的保育事業では自園調理が原則となっていますが、その経過措置期間を5年から10年に延長するというものです。

石川委員長：ありがとうございます。ご意見・ご質問等がありますか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.2 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問等がありますか。

増田委員：今回改正されたのは、事業所に置かなければいけない資格をもった人員の基準ですか。それとも、放課後こどもルームで働ける人の基準ですか。

事務局（友藤）：事業所ごとに放課後児童支援員を置かなければならないとされており、その支援員の基準が改正されたようです。

安井委員：専門職大学の前期課程修了とは、どういったものなのでしょうか。

石川委員長：専門的な職業知識を身につけるといような大学が設置認可されるようになったのですが、基本的には4年なので、その前期課程修了ということは短期大学卒業程度ではないかと思われまます。

事務局（友藤）：そうですね。短期大学卒業者と同等の教育水準とのことですよ。

安井委員：わかりました。

石川委員長：それでは、手続きについては適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.3 四街道都市計画地区計画（鷹の台住宅地区）の変更】の概要説明

安井委員：この地区にふさわしくないものは建てられないという制約のようなものですか。

増田委員：景観まちづくりの観点での計画ではないでしょうか。

石川委員長：内容はわかりませんが、都市計画決定に関わるものは別の手続きがあり、市民参加手続を行わなくても、所定の手続きが厳格に行われているため問題ないと思います。

椎名委員：そうですね。都市計画法に基づいてきちんと対応がされていますので、市民参加手続からは除かれるものとして、問題ないと思います。

石川委員長：他にはよろしいでしょうか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.4 四街道市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：先ほどの案件とこちらの案件の内容は、いわゆる民泊の関係でしょうか。

事務局（友藤）：こちらは、旅館業法の中で、「旅館営業」と「ホテル営業」の定義があったのですが、それが「旅館・ホテル営業」になったことで条項にずれが生じたため改正するものです。内容として大きな変更はないと聞いております。

石川委員長：わかりました。それでは他によろしいでしょうか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.5 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

増田委員：こちらの所管は何課ですか。

事務局（友藤）：建築課です。

増田委員：そうですか。四街道市は特定行政庁にはなれないのですよね。

石川委員長：なっていないのですか。

増田委員：四街道市は限定特定行政庁で、特定行政庁ではないと思います。ですので、四街道市では認定できないということですよ。

事務局（友藤）：事務局では内容をすべて把握できておりません。

増田委員：はい。大丈夫です。

石川委員長：他にご意見・ご質問等がありますか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

○議題2 平成30年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

事務局（友藤）：【資料No.6 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

増田委員：税金などの金額が変わる場合、ホームページでいくらからいくらに変わったなどと、わかりやすく公表はされないのですか。

石川委員長：されているのではないのでしょうか。

事務局（岩林課長）：担当課や案件によって、多少ばらつきがあるかもしれません。

増田委員：市民の方にとっては、何をいくらおさめるかというのは気になるものなので、わかりやすくしていただけると助かります。

石川委員長：何がどのように変わったかというのは、大体お知らせしていると思います。

事務局（安永）：課税の納付書を送る際に、改正した場合は案内をしたいと思います。

増田委員：納付書と一緒にだと、金額は確認しますが、改正内容について書かれていてもなかなか読まないと思います。

事務局（齋藤）：本件については、ホームページで新旧対照表を公表しています。3分の1が2分の1になったなど、これを見ればわかります。

増田委員：お年寄りなどは何分の一から何分の一になったという表現ではわかりづらいと思いますので、金額で表せないものなのでしょうか。

椎名委員：個人によって金額が違うので、限界があると思います。それに、本人宛に通知が届くというのは、サービスとしてはかなり確実な方法だと思いますので、それをご覧いただくようお願いする、ということによいのではないのでしょうか。

石川委員長：実際に本人宛の通知で説明がされていることをまずご確認いただき、もしされていないということでしたら、よいお知らせの仕方を検討していただくように要望する、ということによろしいのでしょうか。

事務局（岩林課長）：定額で決まっている使用料や入場料などは、ホームページにそのまま書けると思うのです。

椎名委員：そうですね。税なのでそれぞれ金額が違うため、どうしても限界があると思いま

す。

増田委員：そうですね。

椎名委員：でも、わかりやすく知りたいという意見はありますので、丁寧に説明をしていく必要はあると思います。

石川委員長：それでは他にご意見・ご質問等がありますか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料№.7 四街道市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

安井委員：技術的な修正とは、どういうものですか。

事務局（友藤）：指している意味は変わらないのですが、「指定地域密着型通所介護従業者」の「指定」の文言をとるという改正です。

安井委員：わかりました。

石川委員長：他にご意見・ご質問等がありますか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料№.8 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：どういうところが改正されたのでしょうか。

事務局（友藤）：引用している条項の数字が「第38条第4項」から「第22条の2第2項」と変わったようです。

石川委員長：はい。では他にはよろしいでしょうか。

>特になし

石川委員長：適切であるとさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.9 四街道市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問等がありますか。

安井委員：公告の訂正や変更は必要ないのですか。

石川委員長：必要ですね。

日野委員：この委員会からの答申を受けて変更しているので、公告の訂正は公告で行うことになっていると思います。

石川委員長：ホームページには変更の経緯が記載されていないので、それを盛り込む必要があると思います。このままでは、公告と違うではないか、と言われてしまう可能性があります。6月1日付で公告を行ったが、その後確認して変更した、という旨を今からでも追加したほうがよいと思います。

事務局（友藤）：わかりました。

日野委員：行政内部の決裁はどのような流れになっているのでしょうか。答申を受けて変更する際に、決裁をとって公告を再度行っているはずですよ。

石川委員長：公告を出した時とホームページを更新した時と、なぜ違っているのかの経緯を説明できるとよいと思います。本委員会の答申でも、その過程を記載するよう指摘を入れたいと思います。それでは、手続きとしては適切であるが、そのようにコメントを付すということでもよろしいでしょうか。

>異議なし

石川委員長：そのようにさせていただきます。

事務局（友藤）：【資料No.10 四街道市都市公園条例の一部を改正する条例の制定】の概要説明

石川委員長：ご意見・ご質問等がありますか。

日野委員：この条例には、使用料の具体的な金額も入っているのですか。

事務局（友藤）：条例には金額は入っていません。

日野委員：この条例の中には入れずに、金額を変える際などは他のところに金額を明記するということですね。

事務局（友藤）：そうですね。

増田委員：金額は指定管理者が決めるのですか。市が決めるのですか。

事務局（安永）：使用料条例で基準を定めているのですが、利用料金制度の場合、基準よりも低い金額であれば指定管理者で決められます。

増田委員：基準よりも低ければ、指定管理者が流動的に決められるということですか。

事務局（安永）：指定管理者が決められるのですが、その場合も市との協議が必要になります。

安井委員：現在、地域振興財団が管理している施設があると思うのですが、それを見直して新たな指定管理者を募集するということでしょうか。

事務局（安永）：本条例を改正した後、8月に募集をして、10月に選定評価委員会を開催したところで、まだ決定はしていません。

石川委員長：それでは、手続きについては適切であるとしてよろしいでしょうか。

>異議なし

石川委員長：それでは、適切であるとさせていただきます。

○その他

>特になし

○閉会

事務局（岩林課長）：それでは本日の市民参加推進評価委員会を終了したいと思います。

>ありがとうございました。

以上